

令和 7 年 9 月 9 日
国住心第 299 号
国住指第 231 号
社援保発 0909 第 3 号
社援地発 0909 第 1 号
障障発 0909 第 1 号
老高発 0909 第 3 号

都道府県
各 指定都市 担当部長 あて
中核市

国土交通省

住宅局安心居住推進課長

住宅局建築指導課長

厚生労働省

社会・援護局保護課長

社会・援護局地域福祉課長

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

老健局高齢者支援課長

(公 印 省 略)

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の
促進に関する法律施行規則第 10 条第 1 号イに定める基準について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号）による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第 40 条第 1 項の居住安定援助計画の認定については、住宅セーフティネット法第 41 条第 2 号及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省・厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 7 年厚生労働省・国土交通省令第 4 号）による改正後の国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号。以下「住宅セーフティネット法共管省令」という。）第 10 条第 1 号イにおいて、居住安定援助賃貸住宅（以下「居住サポート住宅」という。）の基準として、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）若しくは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（以下「消防法及び建築基準法」という。）に違反しないものであることが定められている。

については、当該基準に関し、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に遺漏なきようお願いする。また、都道府県にあつては、貴管下市町村（指定都市及び中核市を除く。）に対しても、この旨周知

いただくようお願いする。

なお、本通知については消防庁予防課と協議済みであるとともに別添のとおり消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あて通知されていること、また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 基準への適合の確認等

(1) 誓約書による確認等

住宅セーフティネット法第 40 条第 1 項において、居住安定援助賃貸住宅事業を実施する者（以下「居住安定援助賃貸住宅事業者」という。）は、居住安定援助計画を作成し、同項各号に規定する市の長等に対し、その認定を申請することができることとされている。また、住宅セーフティネット法第 40 条第 3 項及び住宅セーフティネット法共管省令第 8 条第 5 号において、居住安定援助計画の添付書類として、居住サポート住宅の構造が住宅セーフティネット法共管省令第 10 条第 1 号に掲げる基準に適合するものであることを誓約する書面（以下「誓約書」という。）を提出することとされている。

認定事務を行う市等の担当課（認定事務のうち同号イの基準の審査を担当する課をいう。以下同じ。）は、基本的に、この誓約書の内容をもとに当該基準の適合を判断することとする。ただし、誓約書の提出がない場合や誓約書の内容等に不十分な点や疑義がある場合等においては、居住安定援助賃貸住宅事業者に対し、追加の聴取や資料提出等を求めることにより事実関係を確認し、当該基準の適合を判断することとする。

(2) 消防本部及び特定行政庁等との連携

担当課は、居住安定援助計画に記載された居住サポート住宅に関し消防法及び建築基準法の違反が疑われる場合には、消防法については当該住宅の所在地を管轄する消防本部（以下単に「消防本部」という。）に対し、建築基準法については当該住宅の所在地の特定行政庁（以下単に「特定行政庁」という。）に対し、当該居住サポート住宅の名称、所在地その他居住安定援助計画及び添付書類の記載事項並びに（1）による追加の聴取や資料提出等により把握した事項を明示して消防法及び建築基準法に基づく措置や行政指導の状況を照会する等、消防本部及び特定行政庁と連携して対応することとする。

この際、当該居住サポート住宅が消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第一（6）項ロ又はハに掲げる施設に該当する場合には、担当課、消防本部及び当該施設の設置に係る制度を所管する福祉部局その他の部局において、相互に連携して情報の共有を図ることとする。

(3) 認定の申請時以外の対応

担当課は、認定を受けた居住サポート住宅に対する消防法及び建築基準法に基づく措置や行政指導の状況等を把握するため、消防本部及び特定行政庁との情報共有に努めるものとする。

また、認定の変更の申請が行われた場合には、（1）及び（2）に準じて対応することとする。

なお、認定後に消防法及び建築基準法の違反が認められた場合は、住宅セーフティネット法第56条に基づく認定取消しの対象となる場合がある。また、消防法及び建築基準法の規定に基づき、適切に違反对応するようお願いする。

2 その他

補助事業等の適切な運用の確保のため、認定を受けた居住サポート住宅について、消防法及び建築基準法の違反が認められた場合や、これにより居住安定援助計画の認定取消し等の処分を行った場合等には、国土交通省住宅局安心居住推進課に随時情報提供いただくようお願いする。

以 上